

## 「フォースタリング機関育成支援事業」企画提案コンペに関する質問への回答について

No.	質問	回答
1	<p>【(1) 里親制度の普及啓発】 SNSの活用方法について取り扱い、注意事項はあるのか？</p>	SNSの取り扱いについて特に定めはありませんが、本事業の目的に沿った内容にしていただくとともに、個人情報を適正に取り扱い、かつ個人情報保護の観点からセキュリティに十分留意し、情報漏えいおよびシステム障害の防止に常に努めていただく必要があります。
2	<p>【(2) 里親への研修 ①里親登録前研修】 認定前研修Ⅰ・Ⅱがあると思われるが、基礎研修の開催案内は、受託者から案内を行うのか？ まとめて開催案内を行うのか？</p>	事業実施地域の里親登録希望者への案内は、委託者（児童相談センター）が行います。なお、受託者が作成した基礎研修の開催案内（チラシ等）を同封することも可能です。
3	<p>【(3) 里親訪問等支援】 仕様書には、里親支援担当職員の雇用形態（常勤または非常勤等）の記述が見当たらないが、何か定めがあるのか？</p>	里親支援担当職員の雇用形態について特に定めはありませんが、人件費や事業費等に国・県の補助金等を充当している場合は、本事業費と補助金等が重複しないようにしてください。
4	<p>【(3) 里親訪問等支援】 業務受託後、里親支援担当職員は、里親支援専門相談員と同様に児童相談センター、児童相談所の連携はどのように行ったらよいか？</p>	受託者は、委託者（児童相談センター）と定期的に協議や情報共有を行いながら本事業を実施します。さらに、実施内容に応じて、児童相談所や里親支援専門相談員等の関係機関等と適宜、情報共有や協議等を行いながら連携を図ってください。